# 経営管理実施権配分計画

# 1 個別事項

東	整理		Z	経営管理 (者(丙		の設定	を受け		3 又は2		代表理事組	合長 桐生 功	J	(住所又は所在地) 群馬県富岡市富岡 2 4	186番地10	
耄	整 理 番 号	酉2R6-	経	経営管理 「村(乙		を設定す	する市			長 茂原 荘	<u> </u>			(所在地) 群馬県甘楽郡甘楽町大	マ字小幡161番地1	
	丙が	経営管理	実施権	重の設定	を受け	ナる森 <sup>z</sup>	林(A		1 >10 33	//////	経営管理実	経営管理実施	木材	けの販売による収益から伐	乙に支払われるべき	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期	ᄺᆔᄆᄆ	権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)		に要する経費を控除して 3利益がある場合において 3に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
1	甘楽町大	(字天引	1420-	1 4	31	山林	0. 10	スギ	69	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の①参照	別添	2の①参照		集R4-1
	甘楽町大	(字天引	1695-	6 4	40	山林		スギ	60							
	同	上	1695-	6 4	41	山林		ヒノキ、スギ	41, 56							
2	同	上	1695-	6 4	42-1	山林	1. 54	広葉樹	34	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の②参照	別添	2の②参照		集R4-2
	同	上	1695-	6 4	42-2	山林		スギ	34							
	同	上	1695-	6 4	43	山林		広葉樹	56							
	甘楽町大	(字天引	1404-	3 4	12-3	山林		スギ	44							
	同	Ŀ	1404-	3 4	15-1	山林		広葉樹	70							
3	同	Ŀ	1404-	3 4	15-2	山林	3. 26	スギ	42	2024. 6. 1	2020 2 21	別添1の③参照	即沃	2の②参照		集R4-3
٥	同	Ŀ	1404-3	3 4	15-3	山林	3. 40	広葉樹	36	2024. 0. 1	2038. 3. 31	がおしての参照	刀竹的	2 700 参照		朱1/4-3
	同	Ŀ	1404-3	3 4	18	山林		スギ	73							
	同	Ŀ.	1404-3	3 4	19-1	山林		スギ	61							

	丙が経営管理	!実施権@	の設定	を受け	ける森村	妹(A	)			経営管理実	経営管理実施	木材の販売による収益から伐	乙に支払われるべき	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期	施権の存続 期間 (終期) (B)	権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
	甘楽町大字天引	1418-1	4	15-1	山林		広葉樹	70						
	同上	1418-1	4	18	山林		スギ	73						
	同上	1418-1	4	19-1	山林		スギ	61						
4	同上	1418-1	4	19-3	山林	4. 20	スギ	60	2024. 6. 1	2028 2 21	別添1の④参照	別法9の介券昭		集R4-4
4	同上	1418-1	4	20	山林	4. 20	スギ	70	2024. 0. 1	2030. 3. 31	加松工の色参照	が 1 から 1 か		来N4 4
	同上	1418-1	4	21-1	山林		スギ	56						
	同上	1418-1	4	21-2	山林		広葉樹	64						
	同上	1418-1	4	21-3	山林		スギ	56						
	甘楽町大字天引	1695-4	4	43	山林		広葉樹	56						
5	同上	1695-4	4	44	山林	1. 62	スギ	36	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑤参照	別添2の⑤参照		集R4-5
	同上	1695-4	4	45	山林		スギ	66						
	甘楽町大字天引	1696-1	4	46-2	山林		スギ	64						
	同上	1696-1	4	46-3	山林		ヒノキ	31						
6	同上	1696-1	4	46-4	山林	0. 47	広葉樹	28	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑥参照	別添2の⑥参照		集R4-7
	同上	1696-1	4	48	山林		スギ	68						
	同上	1696-1	4	49	山林		広葉樹	60						
7	甘楽町大字天引	1689	4	36	山林	0. 39	スギ	69	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑦参照	別添2の⑦参照		集R4-8
8	甘楽町大字天引	1432	4	28	山林	1. 20	スギ	72	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑧参照	別添2の⑧参照		集R4-9

	丙が経営管理	実施権の	の設定	を受け	ける森材	妹 (A	)			経営管理実	経営管理実施	木材の販売による収益から伐	乙に支払われるべき	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期		権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
	甘楽町大字天引	1690	4	34	山林		スギ	61						
9	同上	1690	4	35	山林	0. 37	スギ	61	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑨参照	別添2の⑨参照		集R4-10
	同上	1690	4	36	山林		スギ	69						
	甘楽町大字天引	1427-2	5-1	11	山林	0. 01	スギ	66						
	同上	1691-1	4	35	山林		スギ	61						
10	同上	1691-1	4	36	山林	0. 47	スギ	69	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑩参照	別添2の⑩参照		集R4-11
	同上	1691-1	4	37	山林	0. 11	スギ	61						
	同上	1691-1	4	38	山林		スギ	60						
	甘楽町大字天引	1414	4	19-1	山林		スギ	61						
	同上	1414	4	19-2	山林		スギ	64						
	同上	1414	4	19-3	山林	1. 11	スギ	60						
11	同上	1414	4	30	山林		スギ	70	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑪参照	別添2の⑪参照		集R4-12
	同上	1414	4	31	山林		スギ	69						
	同上	1419	4	30	山林	0. 24	スギ	70						
	同上	1419	4	31	山林	0.24	スギ	69						
	甘楽町大字天引	1686	4	34	山林	0. 03	スギ	61						
12	同上	1686	5-1	134	山林	0.00	広葉樹	64	2024. 6. 1	2038 3 31	別添1の⑫参照	別添りの例数昭		集R4-13
12	三上	1687-2	4	36	山林	0. 97	スギ	69	2024. 0. 1	2000.0.01	10.11m/ T 6.7 (元) 参出	Muliw 7 へん(() 会 2/4		₹N4 10
	同上	1687-3	4	36	山林	0. 33	スギ	69						

	丙が経営管理	実施権の	の設定	を受け	ける森林	妹(A	)			経営管理実	経営管理実施	木材の販売による収益から伐	乙に支払われるべき	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期	施権の存続 期間 (終期) (B)	権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
	甘楽町大字天引	1435-1	4	25-1	山林		スギ	86						
	同上	1435-1	4	25-2	山林		ヒノキ	36						
13	同上	1435-1	4	25-3	山林	2. 41	スギ	36	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑬参照	別添2の⑬参照		集R4-14
	同上	1435-1	4	26	山林		スギ	74						
	同上	1435-1	4	27	山林		スギ	61						
	甘楽町大字天引	1405-1	4	16	山林	0. 41	スギ	56						
14	同上	1405-1	4	17	山林	0. 11	スギ	56	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑭参照	別添2の⑭参照		集R4-15
	同上	1688-2	4	34	山林	0.02	スギ	61						
15	甘楽町大字天引	1687-1	4	36	山林	1. 13	スギ	69	2024. 6. 1	2038. 3. 31	別添1の⑮参照	別添2の⑮参照		集R4-16

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	ける森木	妹 (A	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にD	<b>-</b>	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
1	甘楽町大字天引	1420-1	4	31	山林	0. 10	スギ	69			別添3の①参照		集R4-1
	甘楽町大字天引	1695-6	4	40	山林		スギ	60					
	同上	1695-6	4	41	山林		ヒノキ、スギ	41, 56					
2	同上	1695-6	4	42-1	山林	1. 54	広葉樹	34			別添3の②参照		集R4-2
	同上	1695-6	4	42-2	山林		スギ	34					
	同上	1695-6	4	43	山林		広葉樹	56					
	甘楽町大字天引	1404-3	4	12-3	山林		スギ	44					
	同上	1404-3	4	15-1	山林		広葉樹	70					集R4-3
3	同上	1404-3	4	15-2	山林	3. 26	スギ	42			別添3の③参照		共有者不
	同上	1404-3	4	15-3	山林	0.20	広葉樹	36			7,7,1,1 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		明森林の 特例手続
	同上	1404-3	4	18	山林		スギ	73					きによる
	同上	1404-3	4	19-1	山林		スギ	61					
	甘楽町大字天引	1418-1	4	15-1	山林		広葉樹	70					
	同上	1418-1	4	18	山林		スギ	73					
	同上	1418-1	4	19-1	山林		スギ	61					
4	同上	1418-1	4	19-3	山林	4. 20	スギ	60			別添3の④参照		集R4-4
	同上	1418-1	4	20	山林		スギ	70					713
	同上	1418-1	4	21-1	山林		スギ	56					
	同上	1418-1	4	21-2	山林		広葉樹	64					
	同上	1418-1	4	21-3	山林		スギ	56					

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	ける森林	妹 (A	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にD		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
	甘楽町大字天引	1695-4	4	43	山林		広葉樹	56					
5	同上	1695-4	4	44	山林	1. 62	スギ	36			別添3の⑤参照		集R4-5
	同上	1695-4	4	45	山林		スギ	66					
	甘楽町大字天引	1696-1	4	46-2	山林		スギ	64					
	同上	1696-1	4	46-3	山林		ヒノキ	31					
6	同上	1696-1	4	46-4	山林	0. 47	広葉樹	28			別添3の⑥参照		集R4-7
	同上	1696-1	4	48	山林		スギ	68					
	同上	1696-1	4	49	山林		広葉樹	60					
7	甘楽町大字天引	1689	4	36	山林	0. 39	スギ	69			別添3の⑦参照		集R4-8
8	甘楽町大字天引	1432	4	28	山林	1. 20	スギ	72			別添3の⑧参照		集R4-9
	甘楽町大字天引	1690	4	34	山林		スギ	61					
9	同上	1690	4	35	山林	0. 37	スギ	61			別添3の⑨参照		集R4-10
	同上	1690	4	36	山林		スギ	69					
	甘楽町大字天引	1427-2	5-1	11	山林	0. 01	スギ	66					
	同上	1691-1	4	35	山林		スギ	61					
10	同上	1691-1	4	36	山林	0. 47	スギ	69			別添3の⑩参照		集R4-11
	同上	1691-1	4	37	山林	0. 11	スギ	61					
	同上	1691-1	4	38	山林		スギ	60					

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	ける森木	妹(A	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にD	<b></b>	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
	甘楽町大字天引	1414	4	19-1	山林		スギ	61					
	同上	1414	4	19-2	山林		スギ	64					
	同上	1414	4	19-3	山林	1. 11	スギ	60					
11	同上	1414	4	30	山林		スギ	70			別添3の⑪参照		集R4-12
	同上	1414	4	31	山林		スギ	69					
	同上	1419	4	30	山林	0. 24	スギ	70					
	同上	1419	4	31	山林	****	スギ	69					
	甘楽町大字天引	1686	4	34	山林	0. 03	スギ	61					
12	同上	1686	5-1	134	山林		広葉樹	64			別添3の⑫参照		集R4-13
	同上	1687-2	4	36	山林	0. 97	スギ	69					7,4
	同上	1687-3	4	36	山林	0. 33	スギ	69					
	甘楽町大字天引	1435-1	4	25-1	山林		スギ	86					
	同上	1435-1	4	25-2	山林		ヒノキ	36					
13	同上	1435-1	4	25-3		2. 41	スギ	36			別添3の⑬参照		集R4-14
	同上	1435-1	4	26	山林		スギ	74					
	同上	1435-1	4	27	山林		スギ	61					
	甘楽町大字天引	1405-1	4	16	山林	0. 41	スギ	56					
14	同上	1405-1	4	17	山林		スギ	56			別添3の⑭参照		集R4-15
	同上	1688-2	4	34	山林	0.02	スギ	61					
15	甘楽町大字天引	1687-1	4	36	山林	1. 13	スギ	69			別添3の⑮参照		集R4-16

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丙)

群馬県富岡市富岡2486番地10 鏑川東部森林組合 代表理事組合長 桐生 功

権利の設定をする市町村(乙)

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 甘楽町長 茂原 荘一

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付する とともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

#### 2 共涌事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益と補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 善管注意義務
  - ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
  - ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。
- (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4)報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5)経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

- (7)経営管理実施権の設定等の条件
  - ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
  - ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

- イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
- ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
- エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
- オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災害等により被害が発生して(10)により復旧する場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

## (9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

#### (10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、甲の承諾があった場合に限り、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。 なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を丙に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

### (12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
  - ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
  - ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。
- (14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象系	森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	○ 主存続期間中に、主伐(更新伐)により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。また、広葉
1	甘楽町大字天引	1420-1	4	31	樹の区域については、原則、巡視とする。
	甘楽町大字天引	1695-6	4		○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ苗を1,500~2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うも
	同上	1695-6	4		行官性を実施するものとする。局獣者的正施設の維持官性は、中1四、局獣者的正施設の周囲の見回り及び必要な補修を行りものとする。
2	同上	1695-6	4	42-1	○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1~5年生時に必要に応じて下刈を年1回以上、実施するものとする。
	同上	1695-6	4	42-2	<ul><li>○ なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li></ul>
	同上	1695-6	4	43	<ul><li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき</li></ul>
	甘楽町大字天引	1404-3	4	12-3	る限りで行う。
	同上	1404-3	4	15-1	
3	同上	1404-3	4	15-2	
3)	同上	1404-3	4	15-3	
	同上	1404-3	4	18	
	同上	1404-3	4	19-1	
	甘楽町大字天引	1418-1	4	15-1	
	同上	1418-1	4	18	
	同上	1418-1	4	19-1	
4	同上	1418-1	4	19-3	
4)	同上	1418-1	4	20	
	同上	1418-1	4	21-1	
	同上	1418-1	4	21-2	
	同上	1418-1	4	21-3	
	甘楽町大字天引	1695-4	4	43	
(5)	同上	1695-4	4	44	
	同上	1695-4	4	45	

	対象	森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班		○ 主存続期間中に、主伐(更新伐)により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。また、広葉
	甘楽町大字天引	1696-1	4	46-2	樹の区域については、原則、巡視とする。
	同上	1696-1	4	46-3	○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ苗を1,500~2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うも
6	同上	1696-1	4	46-4	のとする。
	同上	1696-1	4	48	○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1~5年生時に必要に応じて下刈を年1回以上、実施するものとする。
	同上	1696-1	4	49	<ul><li>○ なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li></ul>
7	甘楽町大字天引	1689	4	36	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
8	甘楽町大字天引	1432	4	28	
	甘楽町大字天引	1690	4	34	
9	同上	1690	4	35	
	同上	1690	4	36	
	甘楽町大字天引	1427-2	5-1	11	
	同上	1691-1	4	35	
10	同上	1691-1	4	36	
	同上	1691-1	4	37	
	同上	1691-1	4	38	
	甘楽町大字天引	1414	4	19-1	
	同上	1414	4	19-2	
	同上	1414	4	19-3	
11)	同上	1414	4	30	
	同上	1414	4	31	
	同上	1419	4	30	
	同上	1419	4	31	

	対象	森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	4 ->	○ 主存続期間中に、主伐(更新伐)により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。また、広葉
	甘楽町大字天引	1686	4	34	樹の区域については、原則、巡視とする。
(12)	同上	1686	5-1	134	○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ苗を1,500~2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うも
(12)	同上	1687-2	4		のとする。
	同上	1687-3	4	36	○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1~5年生時に必要に応じて下刈を年1回以上、実施するものとする。
	甘楽町大字天引	1435-1	4	25-1	○ なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	同上	1435-1	4	25-2	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
13	同上	1435-1	4	25-3	る限りで行う。
	同上	1435-1	4	26	
	同上	1435-1	4	27	
	甘楽町大字天引	1405-1	4	16	
14)	同上	1405-1	4	17	
	同上	1688-2	4	34	
15	甘楽町大字天引	1687-1	4	36	
	-				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象	森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽
1	甘楽町大字天引	1420-1	4	31	(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した 額とする。
	甘楽町大字天引	1695-6	4	40	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	同上	1695-6	4	41	〇 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
2	同上	1695-6	4	42-1	(3.伐採等に要する経費の算定方法) ・○ 主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見
	同上	1695-6	4	42-2	- ○ 主民に味る経貨に リャーでは、内が経営管理実施権の設定を支げるに当たり くるに促かし、経営管理実施権能力計画に採りされた経貨の発 積額とする。 - ○ 主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理
	同上	1695-6	4	43	○ 主伐が実施された場合における不材の版化にはる経貨については、内が経営官建実施権の設定を受けるに当たりて占に扱いし、経営官建  実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。   ○ 主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環
	甘楽町大字天引	1404-3	4	12-3	・ 主収後の他教 (鳥歌音対象地談の改画・維持管理を含む)、保育に係る経貨については、地楽の美地時点で有効な群場票がためる森林県 境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 ・費の見積額とする。
	同上	1404-3	4	15-1	
3	同上	1404-3	4	15-2	- (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。
(3)	同上	1404-3	4	15-3	なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
	同上	1404-3	4	18	場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	同上	1404-3	4	19-1	
	甘楽町大字天引	1418-1	4	15-1	
	同上	1418-1	4	18	
	同上	1418-1	4	19-1	
<b>(4)</b>	同上	1418-1	4	19-3	
•	同上	1418-1	4	20	
	同上	1418-1	4	21-1	
	同上	1418-1	4	21-2	
	同上	1418-1	4	21-3	
	甘楽町大字天引	1695-4	4	43	
5	同上	1695-4	4	44	
	同上	1695-4	4	45	

	対象	森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽
	甘楽町大字天引	1696-1	4	46-2	(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
	同上	1696-1	4	46-3	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
6	同上	1696-1	4	46-4	○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
	同上	1696-1	4	48	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見
	同上	1696-1	4	49	積額とする。
7	甘楽町大字天引	1689	4	36	○ 主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理 実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
8	甘楽町大字天引	1432	4	28	○ 主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経
	甘楽町大字天引	1690	4	34	費の見積額とする。
	同上	1690	4	35	(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。
	同上	1690	4	36	なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る
	甘楽町大字天引	1427-2	5-1	11	場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	同上	1691-1	4	35	
10	同上	1691-1	4	36	
	同上	1691-1	4	37	
	同上	1691-1	4	38	
	甘楽町大字天引	1414	4	19-1	
	同上	1414	4	19-2	
	同上	1414	4	19-3	
11)	同上	1414	4	30	
	同上	1414	4	31	
	同上	1419	4	30	
	同上	1419	4	31	

	対象	森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、
(12)	甘楽町大字天引	1686	4	34	主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費と
	同上	1686	5-1	134	乙が算定した額を控除した額とする。
(12)	同上	1687-2	4	36	<ul><li>■○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</li><li>■ (3. 伐採等に要する経費の算定方法)</li><li>1 ○ 主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付</li></ul>
	同上	1687-3	4	36	
	甘楽町大字天引	1435-1	4	25-1	
	同上	1435-1	4	25-2	れた経費の見積額とする。 ○ 主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示
13	同上	1435-1	4	25-3	<ul> <li>□○ 主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬り定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理等</li> <li>一 権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>(4. 留意事項)</li> <li>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として</li> </ul>
	同上	1435-1	4	26	
	同上	1435-1	4	27	
	甘楽町大字天引	1405-1	4	16	
14	同上	1405-1	4	17	が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費
	同上	1688-2	4	34	の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 
15	甘楽町大字天引	1687-1	4	36	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象	森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	<時期>
1	甘楽町大字天引	1420-1	4	31	<ul><li>○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</li></ul>
2	甘楽町大字天引	1695-6	4	40	<相手方及び方法> 〇 次の支払先に支払うものとする。
	同上	1695-6	4	41	(支払先) 甲の指定する口座
	同上	1695-6	4	42-1	
	同上	1695-6	4	42-2	
	同上	1695-6	4	43	
	甘楽町大字天引	1404-3	4	12-3	
	同上	1404-3	4	15-1	
3	同上	1404-3	4	15-2	
3)	同上	1404-3	4	15-3	
	同上	1404-3	4	18	
	同上	1404-3	4	19-1	
	甘楽町大字天引	1418-1	4	15-1	
	同上	1418-1	4	18	
	同上	1418-1	4	19-1	
4	同上	1418-1	4	19-3	
4	同上	1418-1	4	20	
	同上	1418-1	4	21-1	
	同上	1418-1	4	21-2	
	同上	1418-1	4	21-3	
	甘楽町大字天引	1695-4	4	43	
(5)	同上	1695-4	4	44	
	同上	1695-4	4	45	

	対象	森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	<時期>
6	甘楽町大字天引	1696-1	4	46-2	<ul><li>○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</li><li>&lt;相手方及び方法&gt;</li><li>○ 次の支払先に支払うものとする。</li><li>(支払先) 甲の指定する口座</li></ul>
	同上	1696-1	4	46-3	
	同上	1696-1	4	46-4	
	同上	1696-1	4	48	
	同上	1696-1	4	49	
7	甘楽町大字天引	1689	4	36	
8	甘楽町大字天引	1432	4	28	
	甘楽町大字天引	1690	4	34	
9	同上	1690	4	35	
	同上	1690	4	36	
	甘楽町大字天引	1427-2	5-1	11	
	同上	1691-1	4	35	
10	同上	1691-1	4	36	
	同上	1691-1	4	37	
	同上	1691-1	4	38	
	甘楽町大字天引	1414	4	19-1	
	同上	1414	4	19-2	
	同上	1414	4	19-3	
11)	同上	1414	4	30	
	同上	1414	4	31	
	同上	1419	4	30	
	同上	1419	4	31	

	対象	森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	<時期>
(12)	甘楽町大字天引	1686	4	34	<ul><li>○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</li></ul>
	同上	1686	5-1	134	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。
	同上	1687-2	4	36	(支払先) 甲の指定する口座
	同上	1687-3	4	36	
13	甘楽町大字天引	1435-1	4	25-1	
	同上	1435-1	4	25-2	
	同上	1435-1	4	25-3	
	同上	1435-1	4	26	
	同上	1435-1	4	27	
	甘楽町大字天引	1405-1	4	16	
14)	同上	1405-1	4	17	
	同上	1688-2	4	34	
15	甘楽町大字天引	1687-1	4	36	
	_				